

6.3 関連施策の推進

6.3.1 違法駐停車車両対策

普通自転車専用通行帯や車道混在による整備の最大の課題は、自転車走行空間上の違法駐車です。特に中心市街地のロードサイドには、多くの施設がある一方で駐車施設の不足による路上駐車が多く見られます。路上駐車により自転車走行空間が阻害されると、途端に安全上の問題が大きくなるため、自転車走行空間整備の整備形態等と同時に検討する必要があります。

(1) ガイドラインによる記載

1.1 駐停車・荷捌き車両対策

路外駐車が付近になく、かつ駐停車需要の多い路線において、自転車通行空間の整備により駐停車ができなくなる場合は、沿道の理解、協力のもと、当該路線や並行又は交差する別路線の路上又は路外に、沿道利用の車両や荷捌き車両、タクシー等の一時的な駐停車に対応した駐停車空間を確保することに努めるものとする。

また、荷捌き車両の駐車場利用を促進するため、公共・民間駐車場と連携して荷捌き車両に対する短時間利用の無料化や専用スペースの確保などを検討するものとする。

自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間、自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止若しくは駐停車禁止の規制を実施するものとする。

なお、必要に応じて、通勤通学時間帯のみ駐停車禁止規制を実施することも検討するものとする。

また、確認事務の委託を行う警察署の署長が定める駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線、重点地域に指定し、取締りを強化し、違法な駐停車車両の排除を積極的に進めるものとする。特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐停車については、取締りを積極的に実施するものとする。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（P. IV-1。平成28年9月）より抜粋

(2) 対応策の検討項目

以下の項目における対応策が可能かどうかを検討します。

- ◆ 荷捌き車両に対する短時間利用の無料化や専用スペースの確保などの検討
- ◆ 沿道状況に応じて、駐車禁止若しくは駐停車禁止の規制を実施
- ◆ 駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線、重点地域に指定し、取締りを強化

6.3.2 安全利用・法令順守の推進

安全面については市民の皆さんの関心が非常に高くなっています。自転車による交通事故を減らすためには、自転車走行空間整備等のハード面からの取り組みだけでなく、自転車利用者一人ひとりの交通ルール・マナーを向上させるためのソフト面からの取り組みが不可欠です。

(1) 広報による啓発

調布市では、交通意識の高揚と自転車利用に関するルール・マナー向上を図るため、様々な媒体を活用した広報啓発に取り組んでいます。今後も、より効果的な手法について検討していきます。

表 6-2 各種媒体を活用した広報啓発の取り組み

媒体等	活用内容
市報ちょうふ	各種交通安全に関する情報やイベント等について掲載
市ホームページ	各種交通安全に関する情報（道交法の改正、交通安全に関するイベント、交通事故の情報等）、都内・市内での交通事故発生件数及び事故の傾向等を掲載
ツイッター	各種交通安全に関する情報やイベント等について情報を発信
テレビ広報	交通安全イベントや交通安全運動についての周知
調布FM	
自転車等駐車場でのポスター掲示	交通安全運動や道交法改正の周知、イベント等のポスターを掲示

図 6-3 「市報ちょうふ」を用いた自転車安全利用五則の周知

(2) 自転車利用に関するルール・マナー向上のための取り組み

調布市では自転車利用について様々な教育機会を設け、ルール・マナーの向上に取り組んでいます。今後も継続して実施し、ルール・マナーの向上に取り組んでいきます。

a. 自転車交通安全教室（小学生）

市内小学校の3～4年生とその保護者を対象に、二部構成で安全教育を実施しています。

前半はDVDや講話による自転車のルールや整備の仕方等について説明します。

後半は、学校の校庭にコースを作り、

- ① 歩道の走り方
- ② 信号のある交差点の横断の仕方
- ③ 歩道から車道に出る場合
- ④ 一時停止標識のある交差点
- ⑤ 標駐車車両の避け方
- ⑥ 見通しの悪い交差点の通り方

など、日常的な自転車の正しい乗り方を指導しています。



図 6-4 自転車交通安全教室（小学生）の様子

b. 調布市子ども交通教室の活用

調布市子ども交通教室は、子どもたちが交通事故から身を守るために交通ルールや自転車の楽しい乗り方を身に付けることができる自転車公園であり、施設内には自転車で安全で楽しく走れるコースがあります。子ども交通教室では、年4回幼児や小学生を対象としたクラブを行うほか、幼稚園、保育園、小学校、地域の子ども会など、活用を希望されるグループを対象にスライドやビデオを見る座学型の講習、施設内のコースを利用した自転車の正しい乗り方、道路の渡り方などニーズに合わせた交通安全教育を行っています。夏休みには親子で参加できる交通安全教室を行い、交通ルールやマナーの浸透について普及を図っています。



図 6-5 調布市子ども交通教室の様子

c. 自転車安全利用講習会

広く一般向けに開催している座学型の交通安全教育です。自転車安全利用五則を中心として、ルールやマナー、自転車の整備、保険のことなどについて安全教育を行っています。参加者には鬼太郎のデザインの入った修了証を配布しています。



図 6-6 自転車安全利用講習会修了証

d. スタントマンを活用した自転車交通安全教室（スケアード・ストレイト方式）

スケアード・ストレイトとは「恐怖を直視する」という意味で、自転車の重大事故を防止することを目的としており、スタントマンが自転車事故を再現することによって、ルール違反がなぜ危険なのかを実感させる自転車安全教育です。スケアード・ストレイト方式の自転車交通安全教室を継続して実施することで、命の大切さについて考え、交通安全意識の高揚と、自転車通行ルール・マナーの向上を図っていきます。



図 6-7 スケアード・ストレイトの様子

また、今後は公道（特に自転車走行空間が整備された道路）において実施することで、自転車通行空間の認知度を向上させるとともに、具体的な場面での教育実施による安全利用の遵守徹底を図ります。

調布市では、市内に8校ある公立中学校において、在学中に1度は体験することができるようを実施しています。また、一般向けには、地区協議会等を通じ、小学校の校庭を利用して開催しています。

調布市では、市内に8校ある公立中学校において、在学中に1度は体験することができるようを実施しています。また、一般向けには、地区協議会等を通じ、小学校の校庭を利用して開催しています。

e. その他の安全教室・出前講座

自転車活用に関する社会情勢を踏まえ、自治会などの任意の団体や、児童館、学童クラブ、子育て広場等において、それぞれのニーズに合わせて座学型、実技等の安全教育を行うとともに、出前講座の活用等により、自転車利用のルールやマナーの向上を図っています。

(参考) 自転車安全利用五則

自転車安全利用五則を守りましょう。



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止



■ 二人乗りは禁止



■ 並進は禁止



■ 夜間はライトを点灯



■ 信号を守る



■ 交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



出典：警視庁ホームページより引用

図 6-8 自転車安全利用五則

(3) 自転車押し歩き運動の推進

歩行者が多い駅直近や商店街等では、自転車利用者と歩行者による接触事故の危険性が高いことから、自転車利用者に自転車から降車して歩行していただくよう、路面表示等を活用して協力を呼びかけます。



図 6-9 押し歩きを呼びかける路面表示（調布駅前）



図 6-10 押し歩きを呼びかける路面表示の例示

6.4 今後の計画の進め方

6.4.1 関係機関等との連携

警視庁や国、東京都などの道路管理者等と調整を行い、自転車通行環境の整備を連携して実施するよう合意形成を図っていきます。

こうした合意形成を図る過程では、調布市総合交通計画策定等検討委員会の意見や提言などを踏まえながら、自転車ネットワーク路線の整備に向けて柔軟な対応を行っていきます。

上記の体制により、計画策定、整備の実施、ネットワーク計画完成後に発生する課題への対応、整備後の利用状況や事故の発生状況等、計画の目標達成状況の評価と見直しを実施するものとします。なお、計画の達成状況の評価については、先に示した計画目標の達成度を検証することで行うものとし、必要に応じて、広く市民や第三者機関が評価できる仕組みを取り入れることを検討するものとします。

6.4.2 ネットワーク計画の見直し

各期（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期）の最終年度に見直しを図ります。

また、Ⅰ期のうち、先行して整備する路線についてその導入効果や課題を検証するなど、整備課題への適切な対応方法を調査し検討します。

その際、他自治体の整備事例などを参考にして検討を行います。

6.4.3 自転車ネットワーク路線以外の路線における整備について

本計画で自転車ネットワーク路線として選定しなかった路線についても、取り巻く環境の変化等によって整備の必要性が生じた場合には、整備の実施を検討します。

6.4.4 路面標示（表示）の耐久性・再整備について

調布市では、車道上に路面標示（表示）を行うことによる自転車ネットワーク路線の整備が多くなると考えられます。その際、各路線の交通量によって路面標示（表示）の耐久度に違いが生じてくることが想定されます。そのため、短期間で消えてしまう路面標示（表示）については、再整備を検討する必要性が生じます。

したがって、自転車専用通行帯や自転車ナビマークなどの路面標示（表示）設置後は、現場の状況の把握に努めるとともに、区間ごとの路面標示（表示）の耐久性を把握し、次回以降の自転車ネットワーク計画の見直し等に反映することを検討します。

登録番号
(刊行物番号)

2018-141

調布市自転車ネットワーク計画

発行日 平成30年11月

発行 調布市

編集 調布市都市整備部 交通対策課

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7454